

市の概要

市の概要

1. 町制施行 昭和29年 5月3日
市制施行 昭和45年10月1日

2. 位置と地勢

東 経 139度25分36秒（世界測地系による）
北 緯 35度44分43秒（世界測地系による）
外 周 約19.2km
海 抜 最高159.0m 最低82.5m
面 積 13.42km²
(東西5.3km 南北4.3km)

3. 人口と世帯

(単位：人、世帯)

	人 口	世 帯
平成 22 年 国 勢 調 査	83,068	33,648
平成 27 年 国 勢 調 査	85,157	35,555
令和 2 年 国 勢 調 査	83,901	36,336
令和4年3月31日時点 住民基本台帳	85,086	40,085

4. 産業構造

(単位：人、%)

	平成 27 年 国 勢 調 査		令和 2 年 国 勢 調 査	
	就 業 者 数	構 成 比	就 業 者 数	構 成 比
総 数	36,999	100.0	36,767	100.0
第 1 次 産 業	292	0.8	261	0.7
第 2 次 産 業	7,439	20.1	6,875	18.7
第 3 次 産 業	26,949	72.8	28,369	77.2
分類不能の産業	2,319	6.3	1,262	3.4

注：第1次産業とは、農業、林業・漁業のことをいう。

第2次産業とは、鉱業、採石業、砂利採取業・建設業・製造業のことをいう。

第3次産業とは、電気ガス熱供給水道業・情報通信業・運輸業・郵便業・卸売業、小売業・金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業・学術研究、専門技術サービス業・宿泊業、飲食サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・教育、学習支援業・医療、福祉・複合サービス事業・サービス業（他に分類されないもの）・公務（他に分類されるものを除く）のことをいう。

分類不能の産業とは、上記第1～3次産業に分類しえない産業のことをいう。

東大和市組織機構図(令和4年3月31日現在)





